

大阪府立懐風館高等学校PTA規約

(名称)

第 1 条 この会は、大阪府立懐風館高等学校 PTA と称し事務所を学校内に置く。

(目的)

第 2 条 この会は会員相互の協力により、生徒の健全な成長と教育の充実発展及び会員相互の親睦と文化的向上をはかることを目的とする。

(活動)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者よい教職員となるように努める。
2. 家庭と学校の緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
3. 生徒の学習環境をよくする。
4. 文化的諸活動を行い社会教育の振興に寄与する。

(会員)

第 4 条 この会は、在籍生徒の保護者および教職員が会員となる。

(経費)

第 5 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。
経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

(会計年度)

第 6 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 7 条 会費は、生徒1名につき年額4,000円とし、教職員も同額とする。

(役員)

第 8 条 本会の役員は次のとおりとする。

会長1名、副会長2名、書記2名(教職員1名を含む)、会計2名(教職員1名を含む)、会計監査2名、相談役1名(元 PTA 役員)。

(職務)

第 9 条 この会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総括し、総会、実行委員会の議長を兼ねる。ただし議長を他の会員に委嘱してもよい。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 書記は会の庶務を行う。
4. 会計は会計事務を処理し総会において会計報告をする。
5. 会計監査は会計年度終了後30日以内に監査を行い総会の承認を受ける。
6. 相談役は会長等から相談があった場合には意見を述べるができる。
ただし、議決権はなく出席も実行委員会のみとする。
7. 役員は委員会の顧問を兼務することができる。

(役員選出と任期)

第 10 条 役員候補者指名委員会において、候補者を決定し、総会の承認を受ける。役員の任期は1年間とし、再任(相談役を除く)を妨げない。

(役員候補者指名委員会)

第 11 条 役員候補者指名委員会は、役員、各委員会委員長および学年委員長、教職員 1 名によって構成し、候補者名簿を総会に公示する。委員会はその任務を終了したとき解散する。

(委員会)

第 12 条 本会には前条の委員会のほか、つぎのとおり委員会を設ける。委員は会長が委嘱する。

1. 実行委員会 役員 10 名と各委員会正副委員長若干名。
2. 学年委員会 各学級より 2 名。ただし、正副委員長は実行委員を兼務する。
3. 各種委員会 実行委員会が必要と認めたととき、常置または臨時に設ける。

(実行委員会)

第 13 条 実行委員会は本会の活動事業を企画し、その運営をはかる。

(学年委員会)

第 14 条 学年委員会は実行委員との緊密な連絡のもとにその学年の会員の意見を尊重し、その学年の事業を企画運営する。学年委員会は必要に応じて、学校単位の会議の開催を学年代表にはかることができる。

(総会)

第 15 条 毎年春、総会を行う。実行委員会が必要と認めたとときは臨時総会を行う。春季総会で、役員改選、決算報告、予算案承認を行う。

(総会の定足数、議決)

第 16 条 爽快は出席者と委任状の合計数が、全会員の過半数のとき成立し、議決は過半数を以て決定する。

(委任状)

第 17 条 会員が総会の議案処理を総会議長に委任するときは、事前に委任状を議長に提出する。

(規約改正)

第 18 条 この規約は 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。

附 則 この規約は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 この規約は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この規約は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

P T A 慶弔規約

大阪府立懐風館高等学校 PTA

1. 会員の死亡 10,000円と柩一对又は供花一基
(1) 生徒の両親又は保護者
(2) 教職員
2. 生徒の死亡 10,000円と柩一对又は供花一基
3. その他必要と認めたとときは、役員会で協議決定する。

附則)この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則)この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

大阪府立懐風館高等学校振興基金に関する規程

第1条 目的

大阪府立懐風館高等学校の教育環境の充実を支援することを目的として、大阪府立懐風館高等学校振興基金(以下「基金」という。)を大阪府立懐風館高等学校PTA(以下「PTA」という。)内に設立するものとする。

第2条 事業内容

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校教育環境の改善
- (2) 本校教育活動の支援
- (3) クラブ活動の発展に関する支援
- (4) 前各号に掲げる場合に準ずるとPTA会長が認めた経費

第3条 基金

前第1条及び第2条の目的及び事業内容を達成するために次の会計(以下「各会計」という。)を置く。

- 1 PTA教育振興会計
- 2 PTA記念事業会計

第4条 各会計使用目的

前条、各会計の使用目的は次のとおりとする。

- (1) PTA教育振興会計
 - 一 学習・教育環境(施設面)を整備するための経費
 - 二 学習・教育に必要な備品等を整備するための経費
 - 三 「羽曳野人材バンク」を運営するための経費
 - 四 国際理解・国際交流教育に必要な経費
 - 五 上記各号に準ずる事項に要する経費
- (2) PTA記念事業会計
 - 一 周年事業に要する経費
 - 二 特別な記念事業に要する経費
 - 三 上記各号に準ずる事項に要する経費

第5条 資金

基金の資金は、PTAの予算の定めによる繰入金、寄付金、その他の収入による。

第6条 財務

- 1 基金の財務は、PTAの予算の定めるところによる。
- 2 各会計の財務については、次のとおりとする。
 - 一 PTA役員会での協議により決定する。
 - 二 あらかじめ協議する余裕がない場合は、校長が決定し、速やかに事後、PTA役員会に報告すること。

第7条 資金の管理

資金の管理は、PTA会長から委任を受けた校長が行い、会計毎に銀行口座を設け行うこと。

第8条 その他

基金について疑義又は当規程に定めのないことについては、PTA役員会で調整するものとする。

附 則

- 1 当規程は平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成29年5月13日に一部改正する。